

# 2019年度 外食業特定技能1号技能測定試験

## 第1回国内試験案内

外食業分野における特定技能測定試験の受験申込の際は、この試験案内に記載されている内容を確認して同意をしたうえで、申請してください。

なお、今後、農林水産省から公表される外食業特定技能1号技能測定試験実施要領によって、本試験案内の一部を変更することがあり得ることをご了承ください。

### 目次

1. 試験の目的、受験資格者、試験言語及び実施方法	2
2. 試験実施日と試験会場	3
3. 受験申請の手続き	3
4. 受験票の受け取り	5
5. 試験当日の注意事項	5
6. 合格基準・合格者発表	8
7. 合格証書	8
8. 合格の取り消し	9
9. 学習方法	9
10. 受験申請フォームの書き方	10

2019年3月

(一社) 外国人食品産業技能評価機構

## 1. 試験の目的、受験資格者、試験言語及び実施方法

### 1. 試験の目的

この試験は、出入国管理及び難民認定法第2条の4第1項の規定に基づき、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、飲食物の調理、接客及び店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るために行われます。

### 2. 受験資格者

以下のアからエの全てを満たす者とします。

ア. 試験日において、満17歳以上であること。

イ. イラン・イスラム共和国籍又はトルコ共和国籍を有するものでないこと。

ウ. 以下のいずれにも該当しないこと。

①退学・除籍処分となった留学生

②失踪した技能実習生

③在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者

④技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者。

・「技能実習」

・「研修」

・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」

・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」

・「特定活動（インターンシップ）」

・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」

・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

エ. 中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する者をいい、「3月」以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」、「外交」、「公用」のいずれかの在留資格が決定された者、特別永住者及び在留資格を有しない者等を除く。）であること又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者であること。

### 3. 試験言語

日本語。

### 4. 実施方法

ペーパーテスト方式（マークシート利用）。

## 2. 試験実施日と試験会場

### 試験実施日と試験会場と定員

A：東京会場 2019年4月25日(木) 10：30から12：00

試験会場 大手町サンスカイルーム

住所 東京都千代田区大手町2丁目6-1

朝日生命大手町ビル24階

定員 170名

B：大阪会場 2019年4月25日(木) 10：30から12：00

試験会場 TKPガーデンシティ大阪リバーサイドホテル

住所 大阪府大阪市都島区中野町5丁目12-30

大阪リバーサイドホテル会館棟

定員 168名

### (注意事項)

- 受験申請後に、試験会場を変更することはできません。

## 3. 受験申請の手続き

### 1. 申請受付期間

2019年3月22日(金)10時から3月29日(金)17時まで

### 2. 申請の手続き

#### ①個人申請の場合

申請は、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構（以下「機構」という。）のウェブサイト  
の受験申請のサイトから行ってください。

#### ②法人申請の場合

申請方法及び受験料の支払い方法については、機構のウェブサイトを確認してください。

### (注意事項)

- 法人申請については、受験申請者数が会場の定員を上回る場合には、申請受付期間終了後、一法人当たりの人数が等しくなることを基本に法人ごとの受験者数を決定し、連絡します。なお、各法人に等しく受験者数を配分した上で、会場の定員に残余が発生した場合、又は個人数・法人数の合計が会場の定員を超えた場合には、申請の先着順で割り当てます。

- 申請の内容は、変更できませんので、正確に登録してください。
- 申請受付期間を過ぎると、どのような理由があっても受付できませんので、申請受付期間を厳守してください。

### 3. 試験タイプの選択

外食業技能測定試験では、問題用紙は同じですが、配点が異なる次の3試験タイプがあります。受験申請では、選択する試験タイプを決めてください。どの試験タイプでも受験料は同じです。

試験当日に、受験申請の時に登録した試験タイプを解答用紙に転記していただきます。実際の採点は解答用紙の記入に基づき行われますので、間違いのないよう注意してください（解答用紙のマークシートの塗り忘れ等の場合には、「Aタイプ」とみなします。）。

Aタイプ：標準的な配点です。

Bタイプ：「飲食物調理」の問題の配点を高くし、そのかわり「接客全般」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

Cタイプ：「接客全般」の問題の配点を高くし、そのかわり「飲食物調理」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

### 4. 身体に障がいのある方への特別措置（※受験申請の時に申込が必要です。）

身体に障がいがある受験生には、特別対応（可能な限り会場設備や受験方法に配慮した方法）を行っております。受験申請受付期間内に書類等の提出をしていただく必要があるため、受験申請時に特別対応の申込をしてください。

（注意事項）

- 聴覚障がいの方で補聴器を使用する場合や、会場に用意されている筆記用具以外の用具の持ち込みなどを希望される方も、特別対応の申込が必要です。
- 申し出の内容によっては、対応できない場合もあるので、あらかじめ了承願います。
- 上記4の手続きを踏まえ、機構から許可のメールがきていない場合は、特別対応による受験は認められません。

### 5. 受験料

7,000円

### 6. 受験料の支払い方法

個人申請の方は、試験当日、受付において現金で支払ってください。

（注意事項）

- 個人申請の方で受付で受験料を支払わなかった場合は受験できません。
- 支払われた受験料は、次に掲げる場合を除き、返金しません。

- ・機構の責めに帰すべき事由により試験を実施できない場合
  - ・自然災害等により、試験を実施できないと機構が決定した場合（代替の試験が実施された場合を除く）
- 試験が実施されるか否かは、機構のウェブサイトを確認してください。

#### 7. 個人情報の保護について

試験の実施に当たり取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に従い、適切に取り扱います。

### 4. 受験票の受け取り

受験票は試験当日、試験会場受付で「在留カード」を提示し、監督員の確認後、受け取ってください。

#### (注意事項)

- 受験票を受け取ったら、すぐに名前などが正しく書かれているかを確認してください。受験票の記載事項に誤りがあったときは、すぐに試験会場の受付で訂正を申し出てください。
- 受験票交付後の受験票の再発行はできません。合否通知書が届くまで大切に保管し、紛失しないように注意してください。

### 5. 試験当日の注意事項

1. 受付開始時間 9:30  
受付後、入室してください（10:10までに着席してください。）。
2. 試験開始時間 10:30  
試験開始後の入室は一切認めません。
3. 試験問題 45問
4. 試験時間 90分間

#### (注意事項)

- 受験者は、試験開始20分前までに受験票の番号と同じ番号の席に座ってください。

- 試験会場では、監督員の指示に従って行動してください。指示に従わない場合は、不正行為と同様に対処することがあります。
- 天候等の影響により交通機関が遅延することがありますので、試験当日は時間に余裕を持って試験会場に到着するようにしてください。電卓は使用できません。
- 時計は試験会場に設置されています。
- 筆記用具（黒鉛筆及び消しゴム）は試験会場に用意されています。用意されている筆記用具以外のものを使用しないでください。書き直すときは、消しゴムできれいに消してください。解答用紙を汚したり、折ったりしないでください。マークシートが正しく読み取れないおそれがあります。正しく読み取れない場合は、採点されません。また、筆記用具は持ち帰らず、机に置いて退室してください。

## 5. 試験開始前の注意事項

- 試験開始後、30分間は退室できません。
- 受験票は、机上の番号の横に置いて下さい。
- 時計は、アラームなどの音がしないようにして下さい。
- 机上には、受験票、黒鉛筆と消しゴム、腕時計のほかに置くことはできません。この他のものはバッグ等にしまい開封口を閉めて足元に置いて下さい。
- 携帯電話等の通信機器及び電子機器類は、試験会場から退室するまで、必ず電源を切った上で、バッグ等にしまい開封口を占めてください。机上に置くことはできません。また、携帯電話等を時計として使用することもできません。試験時間中に音が鳴った時は、不正行為と同様に対処することがあります。
- 監督員が合図をするまで、配布された用紙に手を触れてはいけません。

## 6. 試験時間中の注意事項

- 試験中のトイレ退室は、その時点で試験終了となりますので、試験開始時間前にトイレを必ず済ませて下さい。
- 問題の内容に関する質問に答えることはできません。
- 試験時間中に体調不良などのやむを得ない事情で席を離れる場合には、必ず監督員に申し出て指示に従って下さい。
- 不正行為があった場合には、直ちに退室を命じます。
- 試験中に退室する場合は、問題用紙と解答用紙を監督員に渡して、監督員の了解を得てから退室してください。問題用紙は、持ち帰ることはできません。
- 試験終了後、監督員が問題用紙と解答用紙の回収が終わり、指示を行うまでは席を立たないで下さい。
- 試験時間中、試験会場内での帽子やサングラスの着用は、本人確認が困難になるので認めません。また、耳栓の使用も認めません。
- 風邪等の場合にはマスクを着用することは可能ですが、監督員が本人確認を行う場合、あるいは監督員が求めた場合には外してください。

- 途中退室した場合、再入室はできません。また、途中退室後、試験会場に隣接した廊下等での雑談は行わないでください。

## 7. 試験会場での注意事項

- 試験会場での写真・動画等の撮影は禁止です。
- 喫煙は所定の場所を厳守してください。
- 試験会場で立ち入りが禁止されている場所には絶対に入らないで下さい。また、試験会場の備品等には触らないでください。
- 試験会場には付き添いや子供のための控室はありません。試験会場には、受験者以外の人が入ることはできません。
- 試験当日は、受験者への電話等による呼び出し・伝言はできません。
- 受験票は、試験終了後に持帰り、合否通知書が届くまで大切に保管してください。

## 8 s. 不正行為

(1) 次のことをすると受験の中止及び退室を命じることがあります。その場合は、採点されません。

- ・ 解答時間開始前に問題用紙を開いたり、解答を開始したとき。
- ・ 試験中に許可なくしゃべったとき。
- ・ 試験中に「他の人に答えを教える」「合図を送る」「他の人から答えを教えてもらう」「他の人の解答用紙を見る」などの行為を行ったとき。
- ・ 他の人の解答用紙に解答したとき、他の人と問題用紙又は解答用紙を交換したとき。
- ・ 試験中にカンニングペーパーや参考書を見たり、携帯電話やスマートフォンを使用するなどの行為をしたとき。
- ・ 服や体に数字や文字などが書いてあったとき。
- ・ 問題用紙や答案用紙を室外に持ち出したとき。
- ・ 他の受験者の迷惑になるような行為をし、監督員の注意に従わないとき。
- ・ 監督官が「やめてください」と言った後も、解答をやめなかったとき。また、監督官が解答用紙を集めているときに渡さないとき。
- ・ 監督官が「試験会場から出てもいいです。」と言う前に試験会場を退出したとき。

(2) 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて試験を受けることができないことにすることがあります。

(3) 機構は、不正行為を行ったことを原因として受験者が受けるいかなる不利益や不都合に対しても、いかなる責任や義務等を負うものではありません。

## 6. 合格基準・合格者発表

### 1. 合格基準

合格は、満点の65%以上です。

### 2. 合格者発表

2019年5月中に機構のウェブサイトで合格者の受験番号を発表します。また、受験者全員に受験申請の時に登録した電子メールアドレス宛に「合否通知書」をメールで送ります。

(注意事項)

- 試験合格者で合格証書が届かない場合は、受験者本人が電子メールにて機構まで問い合わせください。
- 合否及び採点、試験問題の内容、正解と配点等に関する問い合わせには一切応じられません。

## 7. 合格証書

### 1. 合格証書の送付

合格者には合格証書を、2019年5月中に、受験申請の時に登録した住所へ発送します。

### 2. 合格証書の有効期限

合格証書の有効期限は、合格証書の発行日から10年後です。

(注意事項)

- 合格証書は、日本の在留資格変更の申請に必要です。無くさないように大切に保管してください。
- 受験申請の時に登録した住所に変更があった場合には、機構まで電子メールで連絡してください。
- 合格証書の再発行は1回に限って行います。ただし、合格証書の有効期限内に申請があった場合に限りです。再発行を必要とする方は、合格者本人が下記問い合わせ先まで電子メールで連絡して下さい。再発行の場合の合格証書の送付先は、登録した住所へ送付します。



## 8. 合格の取り消し

試験に関して、次に掲げる不正行為が合格証書交付後に判明した場合には、機構は、当該不正行為を行った者に対して、合格取消通知書を発出してその試験の合格を取り消すとともに、既に交付した合格証書を返還してもらいます。

- ①試験の問題等秘密事項等について試験関係者に対し情報提供を求め、かつ、これを受けたとき
- ②受験申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③その他受験に関して不正があったとき

## 9. 学習方法

受験者の学習のためのテキストが、一般社団法人日本フードサービス協会のウェブサイトに公開されていますので、参考にしてください。

### <問い合わせ先>

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

東京都千代田区三丁目5番地

TEL：03-5213-4466（日本惣菜協会内）

URL：<https://otaff.or.jp>

公益社団法人 国際人材革新機構

東京都港区芝浦2-17-13 保坂興産ビル5階

TEL：03-6435-3021

## 10. 受験申請フォームの入力の仕方

### ■ 名前の記入

英語表記（アルファベット表記）で正確に入力してください。

（注意事項）

1. 名前のつづりは、「在留カード」と同じつづりで入力してください。スペース（空白）も同じように入れてください。「姓」と「ミドルネーム」と「名」の間にはスペース（空白）を入れてください。
2. アルファベットの記入例

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z

### ■ 生年月日

西暦で、年・月・日の順で入力してください。アラビア数字を使用してください。

（注意事項）

1. 数字（アラビア数字）の記入例（2019年7月1日の場合）

2	0	1	9	0	7	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---

### ■ 性別

性別を□にチェック（）してください。

### ■ 国籍

アルファベットで正確に入力してください。

### ■ 住所

（注意事項）

1. 郵便物を確実に受け取ることができる住所を入力してください。代理人や学校・会社の住所でも構いませんので、確実に受け取ることができる住所を入力してください。代理人や学校・会社の住所の場合は、代理人や学校・会社の名前も入力してください。
2. 住所は、丁目や番地、アパートの名前や部屋番号も正確に入力してください。
3. 郵便受けにあなたの名前がない場合、あなたが住んでいることを確認できないので、可否結果通知書が届かないことがあります。
4. 他の人の家に住んでいる場合は、あなたの住所に「〇〇〇様方」と入力してください。
5. 引越しをするときは、引越し後のあなたの手元に届くような手続きをしてください。また、機構まで電子メールで住所変更の連絡をしてください。
6. 1～5のような理由で合格証書が届かない場合、再発送には別に料金がかかります。受験申請フォームを送付する前に、もう一度、住所等を確認してください。

■ 電話番号

番号は、数字のみ（ハイフンなし）を左詰で入力してください。

<記入例>

090-1111-2222の場合

0	9	0	1	1	1	1	2	2	2	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

■ 電子メールアドレス

(注意事項)

1. パソコン用でも携帯電話用でも構いません。
2. 正確に入力してください。
3. 左詰めで入力してください。

<記入例>

[taro@otaff.or.jp](mailto:taro@otaff.or.jp) の場合

t	a	r	o	@	o	t	a	f	f	.	o	r	.	j	p		
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

■ 受験資格者の確認

以下のアからエの全てを満たす者とします。

- ア. 試験日において、満17歳以上であること。
- イ. イラン・イスラム共和国籍又はトルコ共和国籍を有するものでないこと。
- ウ. 以下のいずれにも該当しないこと。

①退学・除籍処分となった留学生

②失踪した技能実習生

③在留資格「特定活動（難民資格申請）」により在留する者

④技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者。

・「技能実習」

・「研修」

・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」

・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」

・「特定活動（インターンシップ）」

・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」

・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

エ. 中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する者をいい、「3

月」以下の在留期間が決定された者、「短期滞在」、「外交」、「公用」のいずれかの在留資格が決定された者、特別永住者及び在留資格を有しない者等を除く。）であること又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者であること。

■ 試験の試験タイプ

受験する試験の試験タイプの□にチェック（☑）してください。

A試験タイプ：標準的な配点です。

B試験タイプ：「飲食物調理」の問題の配点を高くし、その代り「接客全般」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

C試験タイプ：「接客全般」の問題の配点を高くし、その代り「飲食物調理」の問題の配点が低くなっています（問題数は変わりません。）。

■ 希望する試験会場

試験案内の「2. 試験実施日と試験会場」をよく読んだうえで、希望の会場を選択してください。

■ 顔写真

写真を JPEG 形式して、決められた場所に貼ってください。

1. 大きさ：縦40mm×横30mm以上の大きさのもの。
2. 6月以内に撮影したもの
3. 脱帽して正面を向いたもの（実際の受験のときにメガネを使用する場合は、メガネを着用して撮影して下さい。）
4. 背景が無地のもの
5. 明瞭なもの
6. 次の写真は使用できません。
  - ①縦40mm×横30mmよりも小さいもの
  - ②背景があるもの
  - ③不鮮明なもの（暗いもの）
  - ④目を閉じているもの
  - ⑤帽子をかぶっているもの
  - ⑥サングラスをかけているもの
  - ⑦他の人と一緒に写っているもの
  - ⑧顔が小さすぎるもの、大きすぎるもの

■ IDカード番号

「在留カード」の番号を正確に入力してください（左から詰めて記入してください。）。

■ 個人情報の取扱い

2019年度外食業特定技能1号技能測定試験第1回国内試験案内の3-7に定める個人情報の取扱いについて同意する場合は、□にチェック (☑) してください。

- 受験の特別対応の有無 (「有」の場合は、特別対応の内容を書いてください。)